

広島県吏員恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第十二号

### 広島県吏員恩給条例の一部を改正する条例

広島県吏員恩給条例（昭和八年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を加え、「其ノ云渡ヲ」を「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

第二十五条第一項中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を加え、「其ノ言渡ヲ」を「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

### 附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行の日から施行する。